



(仮称)四万十市水害に強い土地利用条例(案)に関する パブリックコメント(意見公募)および市民説明会の結果について

■パブリックコメント

実施期間：令和5年10月10日(火)～令和5年10月24日(火)

■市民説明会

実施日：令和5年11月1日(水)



相ノ沢川および楠島川の内水氾濫により深刻な家屋浸水被害をもたらした平成26年6月の梅雨前線豪雨による再度災害を防止するため、総合的な内水対策の推進と機能維持を図る土地利用条例案を取りまとめ、市民の皆さんにご意見を募集しました。
その結果について、次のとおり公表します。

実施期間	令和5年10月10日(火)～令和5年10月24日(火)
実施場所	市公式ホームページ 四万十市役所5階 まちづくり課
意見提出数	5名

ご意見者	ご意見	市の考え方
①	<p>①水害に強い土地利用条例(案)に賛成する。 中村地域・東山地区・具同地区は、水害により多大な生活苦を強いられてきた歴史があり、昨今の豪雨は各地域において未曾有の豪雨をもたらしている。専門家からも、今後豪雨による浸水域の増加を指摘している。 また、都市計画法の目的でもある無秩序な開発を抑制することによる、市民の安全・安心な生活を守ることにも合致していると受け止める。</p> <p>②令和5年5月26日に盛土規制法が施行された。県では、令和5年度から基礎調査を行い、令和7年度からの規制開始を予定している。 この規正法は、宅地、農地の規制だけでなく、森林等も含む規制となっている。県とも連携を図り、整合性のある内容であることを願う。</p> <p>③条例対象の「浸水予想区域」の地権者の方には、丁寧な対応を求める。 規制する側と規制される側の意識の違いをしっかりと認識し、お互いがより良い地域社会を築くためにどうしたらよいのかといった視点から外れることのない説明をお願いしたい。</p>	<p>③条例対象区域となる楠島地区、中山団地地区、具同西組地区の方々には、令和3年度より配布ビラや地区役員の方々などを通じて事前周知を行ってきたところです。 引き続き、この条例の施行に向けて、対象区域を中心に周知を図るとともに丁寧な説明をしていきたいと考えています。</p>



ご意見者	ご意見	市の考え方
②	<p>①土地利用条例について、基本的に必要。 国・県・市において水害対策の取組み、河川改修や水門整備、護岸の整備などの事業を進める一方、流域で水量が増すような事業、大規模な開発などに伴う土地に変更等をすれば、いくら整備しても追いつかない。 よって、現在のような短時間での豪雨には、流域環境の現状を変えないことが必要。</p> <p>②この条例は、基本的に環境の整備、環境を守ることに主眼があり、市としても安全なまちづくりには必要と考える。また、自分たちが生活している地域を自分たちの取り組みで守ることは必要。</p> <p>③自分が生活している地域を理解し、行政と共に守る取り組みは、ハード整備に頼らず、自然を変えずに出ることから取り組む必要がある。 市民の皆さんとの理解を得て取り組んでもらいたい。</p>	<p>①②③平成26年6月豪雨による床上浸水被害を防止するため、待望の治水施設(樋門・放水路・排水機場)が完成し、令和5年6月より運用を開始しました。 今後、水害から生命・財産を守るために、ハード設備だけに頼らず、流域治水の観点の下、地域の皆様のご理解とご協力を頂きながら本条例をはじめとするソフト対策にも取り組んでいきたいと考えています。</p>
③	<p>①対象となる区域をみると、休耕田となり荒れている範囲が徐々に広くなっているように感じる。 私の住む地区は、この20数年間のうちに、道路が浸水し陸の孤島となつたことが何回もあったため、盛土をすることによって、浸水深が大きくなり、水はけの時間が長くなることを危惧していた。</p> <p>②今回の条例によって水害防止を図りつつ、土地を有効利用していくことは大切なことであり、まちの活性化につなげていけたらと考える。</p> <p>③対象地区は、相ノ沢川総合内水対策事業等々が行われ、災害対策が充実しているものの、全国的に毎年想定外の災害が起こっていることから、このルールをきちんと守っての利用が大切である。土地利用の基準ができたことは良かったと思う。</p>	<p>②この条例では、私有地に制限が加わることになります。市としては、制限をすることだけに重きを置かず、まち・地域の活性化につながる土地利用条例を目指しています。</p> <p>③対象地区を含む楠島川および相ノ沢川流域の安全を確保するためには、流域の皆さんのが水害に強い土地利用のあり方について理解と関心を深め、この条例をしっかりと守っていただくことが重要と考えています。 そこで、制限の対象となる行為について、皆さんのが分かり易く、地域で取り組んでもらえるように基準を設けております。</p>



ご意見者	ご 意 見	市の考え方
④	<p>①この地区は、昔より水害が続く土地柄であったが、居住地は小高い所としているため住宅等の浸水被害は少なかったと感じている。</p> <p>②近年の開発に伴い埋め立てなどが行われ、遊水池が段々と少なくなり浸水被害が発生しているのが現状。</p> <p>③今年度完成した「楠島樋門」により、内水位が低減され浸水被害を最小限に抑えることが出来ると期待している。</p> <p>④これまで以上に盛土・埋め立てが加速している現状を考えると、規制等は必要と考える。</p> <p>⑤この規制には、地域の発展を考慮した規制をお願いしたい。</p>	<p>⑤市としては、制限だけに重きを置かず、まち・地域の活性化につながるよう考え方(案)を作成しています。</p>
⑤	<p>①対象となる区域について、平成26年6月豪雨より浸水した区域としているとのことだが、本当に浸水しているのか？ 地盤高で考えると、周辺より低い土地が塗られていなければなぜか？ 嵩上げしている土地も対象エリアとなっているのはなぜか？</p> <p>②第3条(2)の適切な山林整備について、条例に記載されれば整備の対象となるのでは？</p> <p>③承水路の整備は追加しないのか？</p>	<p>①平成26年6月4～5日の梅雨前線豪雨発生後、直ちに国土交通省中村河川国道事務所により浸水状況調査を実施しており、この調査結果を基に対象区域を設定しています。</p> <p>②平成28年8月に制定した相ノ沢川総合内水対策計画にも記載していますが、山林については、水源かん養機能を有しているため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度により、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を図ることで持続的な保水機能の発揮に努めるとしております。</p> <p>③相ノ沢川総合内水対策計画に基づきハード・ソフト対策を進めていますので、計画に位置付けのない整備については、実施する予定はございません。</p>



ご意見者	ご 意 見	市の考え方
(5)	<p>④対象となる行為面積が1,000m²以上は広くないか？また、盛土高さの記載は不要か？</p> <p>⑤対象区域について、相ノ沢区域だけでなく、浸水エリア全体の方がよいでは？</p>	<p>④特定都市河川浸水被害対策法(平成15年)を準用しています。</p> <p>この法律は、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展等その他の自然的条件の特殊性により困難な地域について、浸水被害から生命財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、この流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としています。</p> <p>したがって、本条例の目的と合致していることから、法で定める1,000m²以上を準用しています。</p> <p>なお、土地利用規制として類似する現行条例(土地環境保全条例)でも、土地の区画形質の変更行為として1,000m²が基準となっています。また、盛土高さについては、50cm未満の盛土、埋め土については対象外としています。</p> <p>⑤相ノ沢区域と表現していますが、対象区域は相ノ沢川流域と楠島川流域における平成26年6月豪雨により浸水したエリアとしています。</p>



相ノ沢川および楠島川の内水氾濫により深刻な家屋浸水被害をもたらした平成26年6月の梅雨前線豪雨による再度災害を防止するため、総合的な内水対策の推進と機能維持を図る土地利用条例案を取りまとめ、市民の皆さんを対象に説明会を実施しました。
その結果について、次のとおり公表します。

実施日	令和5年11月1日(水) 18時~
実施場所	四万十市防災センター
意見提出数	13名(楠島地区4名・中山団地4名・具同西組地区3名・その他地区2名)

ご意見者	ご意見	市の考え方
①	<p>①県へ楠島川の樹木伐採をお願いしている。 県からは希少種が存在することからできないと言われている。この状況を踏まえ少しでも流速(治水安全度)を高めるようお願いをしたい。</p> <p>②楠島川と相ノ沢川の合流から樋門まで整備が至っていないのでお願いいしたい。</p> <p>③芝田橋から国道をまたいでいる箇所の堆積土砂の取り除きを要望しているので、市としても県へ要望をお願いする。</p>	①②③これらの件については、県へお伝えします。
②	<p>①県から相ノ沢川の堤防改修(嵩上げ)について話があったか、市はその後の状況は知らないか。</p> <p>②相ノ沢川の馬越地区、生協の裏の箇所で、生協までは浚渫などを実施してくれている。堤防もきれいにしてくれている。 それから下流の楠島川までが未実施の状況。用地杭を打つなどしていたが、地元の中で用地買収に反対の意見もあり頓挫しているかもしれない。 あと、柿谷プロパンに沿った堤防箇所の嵩上げを実施する準備をすすめていた。</p>	①具体的な相ノ沢川の進捗はお聞きしていません。ただ、用地の問題があることを聞いたことがあります。 ②県における河川整備では、楠島川の改修優先しているお聞きしている。 残る未改修区間にについて、今後の見通しなど確認しあわせました。



ご意見者	ご意見	市の考え方
③	<p>①資料14ページの例2)(畑をローラーで締め固める行為)について、1,000m²以上の場合は、届出すれば認可となるのか。</p> <p>②道路高まで10cmなり50cm上げていきたいと考える。 道路高から50cmまでは施工できるとかの基準を設けては如何か?</p> <p>③国・県・市が整理できていないだけで、「私有地に盛土するな」はおかしい。</p> <p>④家の前に高い道路を作られて家が浸水しても市は補償してくれない。 届出すれば問題の無い話かもしれないが、道路高までは認可されないとおかしいのでは? 畑が道路より低ければ、道路高まで上げたいのが普通で、それに届出や認可がいるのはおかしい。 2,000m²あろうが土地を道路高まで上げたいのが普通で、制限をかけるのはおかしい。</p>	<p>①行為の内容によりますが、浸透・貯留を阻害する行為で有れば、計算をしていただき条件をクリアしていれば届出にて施工は可能です。 なお、許可制ではないので認可までには至りません。</p> <p>②市道高は、対象区域内でもばらつきがあり基準は設けていません。</p> <p>③この事業で建設したポンプ場等の能力は、H26.6月当時の現状(地形)を基に計算されています。よって、盛土などの行為はポンプ能力を超えることに繋がるため、私有地であっても制限をかける必要があります。</p> <p>④まず、この条例は届出制ですので、許可制ではありません。 次に、ご質問の道路高まで上げることについて、例えば、水田を畑にするため道路まで盛土をすることは可能です。 ただし、浸透や貯留などの計算をしていただき、従前の流出量以下となるよう雨水流出抑制施設を計画していただく必要があります。 道路高までの盛土であっても、貯留機能を阻害することになりますので、行為が1,000m²以上で、盛土高50cm以上の盛土は、届出の対象となります。ご理解をお願いします。</p>
④	①今の現状の水路の整備などは考えていないのか。	①相ノ沢川総合内水対策計画に基づきハード・ソフト対策を進めていますので、計画に位置付けのない整備については、実施する定はございません。



ご意見者	ご 意 見	市の考え方
⑤	①規制がかかる土地の持ち主に対して、聞いていないとか地区で言われた時にはどうすればいいのか。	①市条例ですので、担当課である「まちづくり課」へお問い合わせください。 これまで市ホームページや広報を活用し周知等に取り組んでいますが、言われるように、土地所有者へ一人一人への説明をするのは困難です。 もし、そのような方がいれば直接市へ問い合わせをするようお伝えください。
⑥	①昔から住まれている人は浸水していたことを鑑み、土地を高くして家を建てる。新たに家を建てる人は、そのことを知らずに低いところに家を建てる。 他県の都市では新しく家を建てる人には制限をかけている地域もあるが、この地域では、興味がないのが現状。	①引き続き広報活動を継続していきます。
⑦	①専門的なことはわからないが、住宅地が浸水しないように道路を低くして水が来ないように工夫をしている。 今後、田が田で無くなることで、そのひずみに制限をかける条例は必要と思う。 ただ、少し条例の内容(計算)が厳しいのかと感じます。	①国土交通省 水管理・国土保全局が提供する調整池容量計算システムを使用することで自動計算されます。 雨水貯留浸透施設の必要容量等の概算を行う際の参考資料としてご活用いただければと思います。